

第3回 長野県観光振興財源検討部会 議事録

日 時：令和5年(2023年)12月22日(金) 14:00~16:00

場 所：県庁議会増404・405会議室

※WEB会議システムを併用

出席者：委員 金澤武彦
委員 金子ゆかり
委員 小林史成
部会長 神野直彦
委員 峯村勝盛
委員 森晃
委員 山田雄一

欠席者：委員 矢ヶ崎紀子

事務局：観光部長 金井伸樹
観光部次長 丸山祐子
山岳高原観光課長 小林伸行
税務課長 降旗 淳

1 開会

<丸山次長>

ただいまから第3回長野県観光振興財源検討部会を開会いたします。進行を務めます観光部次長の丸山です。よろしくお願ひします。

本日の会議は、矢ヶ崎委員は所用のためご欠席です。また、金子委員および山田委員はオンラインでのご参加です。

会議に先立ち、ご案内を申し上げます。

部会は公開で行い、資料と議事録は後日、県ホームページに掲載いたします。予めご承知ください。

開会に先立ち、観光部長の金井から挨拶がございます。金井部長、よろしくお願ひします。

<金井観光部長>

はい、皆様こんにちは。

年末のお忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。

前回の部会で、宿泊という消費行為に対する税という案を軸に、観光振興財源を検討すべきというご意見をいただきました。今回は、前回部会でご検討のご指示をいただきました財源を活用して取り組む施策と、その財政規模、そして宿泊という消費行為に対する税を軸とした制度設計のあり方について

資料を作成いたしました。

本日はそれらについてご議論をいただきたいと思っております。

2時間ということで大変長丁場とはなりますが、ご協力をいただきたいと思っております。

本日はよろしく願いいたします。

<丸山次長>

ありがとうございます。それでは会議事項に入ります。

これ以降の進行は、審議会組織運営要綱第3条第4項の規定により、神野部会長にお願いしたいと思います。

神野部会長、よろしく願いします。

<神野部会長>

部会長を務めさせていただいております神野です。よろしく願いいたします。

先ほどもお話がありましたように、先生も走り回るぐらい忙しい師走ということで、今年も押し詰まってまいります。

皆様方には大変、年末のお忙しい砌（みぎり）に、時間を割いてご参集くださいましたことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

今日長野はすごい雪だという話を聞いておりましたが、長野に着いて見た感じはそれほどの雪ではない状態で、寒さに気を付けるように言われたのですが、さほど深刻な寒さではないと思えました。

余計なことをさしおき、議事に入りたいと思っておりますが、議事に入ります前に、金子委員が初めて部会にご出席をいただいておりますので、金子委員から自己紹介を兼ねてご発言を賜ればと思っております。よろしく願いいたします。

<金子委員>

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました諏訪市長の金子ゆかりでございます。この度は長野県市長会経済部会長という立場で出席をさせていただいております。本日はお願いいたします。

2 会議事項

- (1) 観光振興財源を活用して今後取り組む必要のある観光施策例及び財政規模
- (2) 観光動向への影響
- (3) 税の制度設計

<神野部会長>

はい。ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。お手元でございます議事次第をお目通ししていただければと思っております。

本日は三つ議題を準備させていただいております。

- (1) 観光振興財源を活用して今後取り組む必要のある観光施策例及び財政規模について
- (2) 観光動向への影響について
- (3) 税の制度設計

三つを準備していただいておりますが、はじめにこの議題の(1)番目と(2)番目の議題について、事務局の方から一括してご説明を頂戴できればと思いますのでよろしく願いいたします。

<小林課長>

はい。事務局を務めております、長野県観光部山岳高原観光課長の小林でございます。よろしく願いいたします。

私の方から、お手元の資料1、2を一括してご説明をさせていただきます。

まず資料1の1ページをご覧ください。こちらは第2回における意見を取りまとめたものです。上段の「観光振興財源検討の方向性」につきましては、「自主財源の確保が重要」という認識を共有するとともに、将来5～10年後の観光を取り巻く状況は今と全く異なることが想定されるため、まずは「長野県観光のビジョン」を立て示し、「ビジョン実現のために必要な財源確保策」、「この先5年間で取り組むものはこれ」という形で考え示していくべき、との意見をいただきました。

また、下段の「観光振興財源の使途」に関しまして、「県が財源を活用する政策を固定するものではなく、県が確保した財源を地域に配分し、その独自性や自主性を育てるために地域自身が責任を持って使う姿が理想」、また、「県内各地のDMOが地域の魅力を生かし、創意工夫するための資金が必要」、それから、「使途は県が県内全域で共通して行う政策と地域の独自性を活かして柔軟に取り組む施策の二面から考えるべき」、

また、「長野県観光ビジョンの実現に資する施策に財源が充当されるよう、使途のガバナンスについて、あらかじめ決めておくことが重要」といったご意見をいただきました。

2ページをお願いいたします。その上で財源確保の考え方と、その手法につきまして、「地域の負担によって維持・提供されているインフラや公共サービスの利益を観光客も享受していることから、こうしたサービスの負担は地域住民だけではなく、訪れる観光客にも、その一部を負担していただくことは妥当」、また、「観光客が増える地域は、行政サービスの負担もその分増えるため、相応分を観光客にも負担を求めることは妥当」との意見もいただきました。

そして、長野県観光にしっかり付加価値をつけていくためには、県土の広い長野県では他県の事例と比較して、少なくとも20億から30億程度は必要

であり、それだけの財政需要に対応する手法としては、宿泊行為に対する課税が有力ではないかとのご意見をいただきました。

こうしたご意見の中でまとめまして、第2回のまとめとしましては、事務局に対し、①観光振興財源を活用して今後取り組む必要のある観光施策の例及びその財政規模を示すとともに、②「宿泊という行為に課税する消費行為税」を軸とした制度設計のたたき台を示すように求められ、今回はこの二つについて事務局からたたき台をお示しし、ご審議をいただくところでございます。

3ページをお願いいたします。観光振興財源を「宿泊行為に課税する」形で確保する考え方をまとめさせていただきました。最初に、観光にしっかりと付加価値をつけ持続可能なものにするためには、自主財源として安定的・持続的に財源確保が可能な「法定外税」が妥当であること。次に、地域のインフラ・公共サービスを観光客も利用し、その利益を享受しているという点で、相応分のコストを地域住民だけではなく訪れる観光客も負担することは妥当であること。

その上で宿泊行為は消費と行為の場所が近く、課税客体の捕捉が容易であり、「消費行為に課税する消費行為」により、観光客も短期の滞在者として、地域住民とともに長野県を創っていくための負担を求めることは妥当であると、整理をさせていただきました。

なお、下段の「その他」ですが、「宿泊行為の課税」を軸に検討を進めるとしたところですが、更なる財源確保の必要が生じる場合、「入山」や「入域」など、その他の財源確保策を検討すべきとの意見もいただいたところでございます。

4ページをお願いいたします。本日検討をお願いする事項です。

二つございます。

一つ目は「新たな財源を使って取り組む観光政策例とその需要額について」です。

前回、「世界水準の山岳高原観光地づくり」という長野県観光の目指す姿と、その実現のために必要と考えられる4本の施策の柱、①長野県らしい観光コンテンツの充実、②世界水準の受け入れ環境整備、③更なる観光振興の体制強化、④県内市町村への支援についてはご了承をいただきました。

今回、この4本の柱に沿って、現時点で考えられる施策の例と想定される財政規模をお示しいたします。

二つ目は宿泊税の制度設計についてです。こちらは本日の会議の後半でご審議をいただきます。

5ページをお願いいたします。

「観光振興財源を活用して今後取り組む必要がある観光政策例と、その財政規模」、当部会での議論や他の都道府県の事例を参考に、現時点で想定する「事務局のたたき台」をお示しするものです。

実施する施策・事業の内容はもとより、観光振興財源の創設と合わせて策

定をいたします。

「長野県観光のビジョン・5年間程度先を見据えた観光振興計画」（仮称）において検討をしまして、将来的な観光需要の変化も踏まえ、毎年度の予算編成において具体的な事業として構築していくことを考えております。

なお、観光振興財源の活用につきましては、観光客の利便性や快適性の向上、安全・安心の確保等に繋がる、新たに取り組む施策や、更なる行政需要に対応するための施策の拡充に充てることを想定しております。

今回お示しする施策例も、今後新たに取り組むべき、また、拡充すべきと考えられる施策を例示しているところがございます。

4本の柱のうち、一つ目は「長野県らしい観光コンテンツの充実」です。ここでは、長野県の美しい自然や豊かな文化を生かし、観光客の滞在日数やリピーターを増やすため、アクティビティ・自然・文化体験といった、アドベンチャーツーリズムの各要素を強化して、我が国のアドベンチャーツーリズムの最先端県を目指すために、必要と考えられる施策例を中心にお示ししています。

アドベンチャーツーリズムは、アクティビティ・自然・文化体験の3要素のうち、二つ以上で構成される体験型の旅行を指しますが、アフターコロナにおいて、特にインバウンドを中心に、成長市場・高付加価値市場として期待され、自然や文化、歴史資源に恵まれた長野県の個性、強みを最大限に発揮出来る分野だと考えています。

また、コロナ禍で定着した、新たなライフスタイルへの対応として、大都市圏に近接し、自然豊かな長野県ならではの「リゾートテレワーク」の環境整備の加速化を図りたいと考えています。リゾートテレワークは、普段の職場や居住地を離れ、信州の自然の中で滞在して仕事をする新たなライフスタイルですが、滞在型観光の促進、信州ファンの獲得に資するとともに、避暑地における別荘文化や、温泉地における湯治文化が根付く長野県らしい取組だと考えています。

この「長野県らしい観光コンテンツの充実」全体で、財政規模は約6億から10億円と、一定の幅で想定しています。個々の事業規模は記載していませんが、施策例ごとに、他の都道府県の先行事例等も参考に、長野県における必要額の概算を積算し積み上げています。

例えば、1の「様々なアクティビティの充実」ですが、サイクリングルートや登山道であれば、現状の予算の約3倍から5倍程度に拡充し、整備を加速化することを想定しています。また、本年度、国のコロナ対策の交付金を財源に、補正予算で2億円余を計上して、予算枠を上回る多くの申請をいただきました、様々なアウトドアアクティビティに対する支援の大幅な拡充等も、この中で見込んでおります。

この他、2の「自然・文化資源の観光面での活用促進」として、自然環境や景観の保全等、長野県の最大の観光資源でもあります美しい自然環境の保全や、新たな取組として、県内各地で継承されている伝統工芸や伝統芸能な

ど文化資源の観光面での活用等も想定しています。

また、3の「観光を通じた学びの支援」として、外国語で対応できるガイドの育成の拡充や、信州の自然や文化を体験する学習旅行への支援の拡充等を想定しているところです。

6ページをお願いします。二つ目は、「世界水準の受入環境整備」です。DXの推進や交通の利便性向上、ユニバーサルツーリズム及び環境にやさしい持続可能な観光地づくり等を総合的に進め、訪れたい・また来たいとなる突出した世界水準の観光地を目指すために必要だと考える施策例をまとめています。

1の「観光分野のDX推進」としては、観光・宿泊施設等におけるキャッシュレス化等のDX化推進支援、2の「交通の利便性向上」では、広域交通におけるキャッシュレス化やMaas(マース, Mobility as a Service)の活用、広域的な周遊観光バスの運行支援等、3の「インバウンド対応の強化」としては、主要な観光施設における多言語対応の案内表示の整備等、4の「ユニバーサルツーリズムの推進」として、観光・宿泊施設のバリアフリー化など観光地のユニバーサルデザイン化の促進、5の「環境に配慮した観光地づくりなど観光地の質の向上」としてEVバスの導入や、EV充電器の設置等による観光地のゼロカーボン化の促進、主要な観光地における快適なトイレ整備等の活用等を想定しています。

この世界水準の受入環境整備全体で、財政規模は約6億から10億円を想定しています。これによりまして、県内の主要な交通機関や観光地でのキャッシュレス化をはじめとする、観光地全体の面的なDX化の推進、観光施設等のバリアフリー化等、観光地のユニバーサルデザイン化に向けて、整備を加速化できるものと考えています。

7ページをお願いします。三つ目は、「更なる観光振興の体制強化」です。1の「世界水準の観光地を支える世界水準の観光地経営組織の構築」として、県のDMOである長野県観光機構が、本県観光の舵取り役をしっかりと担えるよう、マーケティング力の一層の強化や、中間支援組織として県内各地のDMO等を支援できる体制の強化等、一層の機能強化を図るほか、リニア長野県駅等における広域観光案内所の運営支援や、海外向けの情報発信の強化等を想定しています。

また、2の「観光人材の確保・育成」としては、観光マネジメント人材等の育成・確保のための環境整備を想定しています。更なる観光振興の体制強化全体で財政規模は、長野県観光機構の機能強化について、現行予算の2倍程度に拡充するなど、約2~4億円を想定しています。以上、県事業として計14~23億円を想定しておるところでございます。

4つ目は、県内市町村への支援です。8ページをお願いします。今回の観光振興財源の検討にあたりまして、当部会と並行して、市町村の観光担当課長レベルのワーキンググループを設置しまして、観光振興における県と市町村との役割分担、市町村において取り組むべき施策や財政需要額等について、

全市町村を対象としたアンケート調査を実施するなど、市町村と一緒に検討してまいりました。上段の観光振興施策における県と市町村の役割分担は、市町村とのワーキンググループでの議論によりとりまとめたものです。人口が減少する中、多くの市町村において、観光振興により交流人口を増やし、地域活性化を図るべく、観光施設等の受入環境整備や二次交通の整備等に取り組んでいます。また、地域の観光地経営の舵取り役を担うべき、DMOの自主財源や専門人材の確保等、市町村においても持続的・安定的な財源の確保が課題であり、県に対して、財政的な支援や体制強化に対する支援を求める意見をいただいているところです。

世界水準の山岳高原観光地づくりに向けて、県と市町村の役割分担に基づき、市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を活かして、観光振興に取り組むよう、県としても財政的な支援を行う必要があると考えています。財政規模については、県と同程度の規模、14億～23億円程度の支援を想定しています。施策の例としては、市町村とのワーキングでの意見やアンケート調査結果も参考に、新たな観光資源の掘り起こしや二次交通の整備、オーバーツーリズムを未然に防ぐ駐車場や渋滞情報の提供、DMOの機能強化等を想定しています。

また、今後、市町村が独自に税を導入する場合、県の税率を一定程度引き下げ、市町村の課税余地を増やす等の調整を検討する必要があると考えています。

7ページに戻ります。最後に、税制度の運営経費として、税の広報・観光客等への周知経費、特別徴収義務者への事務交付金等、制度を導入した都道府県の例も参考に、財政規模として2～4億円を見込んでいます。

以上、現段階で、全体の財政規模は、30～50億円を想定しています。観光産業は、宿泊・運輸・飲食など裾野が広く、観光政策は、環境・交通・文化等、他分野とも密接に関連する総合行政でありまして、インフラ整備を含む、必要となる全ての財政需要を観光客の負担で賄うことはもとより困難だと考えております。今回、お示ししました財政規模の考え方は、前回の部会の意見を参考に、少なくとも30億円程度は確保することを前提に、資料3の8ページに今回税収の試算もお示ししております。資料3の8ページに、税収の試算もふまえて50億円程度を一旦上限とし、この枠の中で可能な施策の例をお示しさせていただいているところです。

なお、税制度導入後の財源の活用の在り方、用途の決定にあたっては、ガバナンスをどうするのか、予め決めておくべきとの意見もいただいています。この点については、制度導入に併せ、今後、策定する観光ビジョン、仮称としての観光振興計画の中で具体的な用途を検討し、5年間程度先を見据えた財源の活用計画を示すとともに、宿泊事業者等の観光関係者や市町村等からなる検討の場を設置し、毎年度、用途や事業効果等を検証していきたいと考えています。資料1については、説明は以上です。

続いて、資料2の1ページをご覧ください。「新たな観光振興財源導入に

係る観光客へのアンケート調査結果の概要」です。

観光振興財源の検討の参考にするため、本年10月から12月、観光客を対象としたヒアリング調査を、松本城や善光寺をはじめ、県内10広域の主要な観光地12カ所で実施しました。総回答数は900名、回答者の居住者の約8割は県外者、6割が宿泊客です。また、県外からの旅行者について訪問回数を聞いたところ、4回目以上の方が約8割と、大都市圏に近くリピーターが多いという本県観光の特徴を裏付けるものとなっています。

2ページをお願いします。設問1「長野県の観光について、今後もっと取り組むべきこと」この問いにつきましては、半数以上の方が自然環境の保全と景観整備と回答しておりまして、長野県の最大の観光資源は、やはり美しい自然であることがうかがわれる結果となっています。

設問2「観光振興のための財源を確保すること」について、受け止めに最も近いものですが、「支払ってもよい」と「金額・用途による」が合わせて9割を超える一方、「支払いたくない」は1割未満という結果が出ました。これは参考ですが宿泊税の導入を検討している、とある県でこういった調査を実施しておりますけれども、そこでは「支払いたくない」が約3割を超えており、本県におきましては観光客に皆様においても、一定のご負担をいただくと言う考え方について、比較的理解をいただいているのではないかと考えているところでございます。

3ページをお願いします。「観光振興財源が導入された場合、どの程度の金額までなら払ってもよいか」ですが、宿泊、スキー場利用、登山とも100円が最も多い一方、4割以上の方が200円以上の負担を許容しているということがうかがわれます。

4ページをお願いします。設問4「観光振興財源が導入された場合、長野県への来訪頻度に影響はあるか」ですが、影響なしが6割の一方、来訪頻度が減るは1割となっています。

続いて、5から7ページは、観光振興財源の導入による観光動向への影響です。宿泊税を導入した東京都・大阪府・福岡県における延べ宿泊者数の推移について、5ページの東京都は、宿泊税の導入が平成14年と早く、導入の影響は、ここでは確認することはできません。6ページの大阪府は、2017年の宿泊税導入以降、コロナ禍前の2018年、2019年まで、延べ宿泊者は増加しておりまして、宿泊税導入による観光動向への影響は確認できないところです。7ページの福岡県は2020年の宿泊税導入とコロナ禍が重なり、税導入と観光などの関係性はここでは把握できないところです。

最後に8ページです。直近本年9月までの延べ宿泊者数の推移及びコロナ前等の比較について宿泊税を導入している3都道府県及び全国と長野県を比べたものです。直近9月の延べ宿泊者数を見ると全国・3都道府県ともコロナ前を超える水準に回復している一方、長野県は依然としてコロナ前を下回る水準で推移しているところでございます。

資料2についての説明は以上です。

<神野部会長>

どうもありがとうございました。ただいま事務局の方から、施策例や財政規模、たたき台が示されました。さらにアンケート調査の結果もご紹介いただき、また先行して宿泊税を導入している都道府県等のデータ等を踏まえてご説明を頂戴いたしました。

中身としては観光振興財源を活用する施策としてどのようなものがふさわしいか、あるいは不足しているのかを力を入れなければならないものかのようなことがあるか。

それから広域自治体である県と基礎自治体である市町村の役割分担や、市町村主体で実施すると想定されるような施策例等々についてご意見を頂戴できればと思います。

委員の皆様方のご意見を頂戴したいと思います。過去2回は名簿順で頂戴いただきましたが、今回は名簿順の逆からということで、オンラインでご参加いただいている山田委員からご発言を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

<山田委員>

使途について整理していただいてありがとうございます。

元々長野県の方で決めている観光振興計画と連動したものというところは合理的だと思うのですが、考えていただきたいのは、今回宿泊税という、全く新しい財源を得ることになる訳で、自分たちの新しい財源を得ることに立脚したときに、そのお金を何に使うべきなのかという観点であり、論点というのにも必要ではないのかと思います。

一つは今までの一般財源であったり、国からの支援のお金であったりではやりにくかったということに、宿泊税を使ってやるべきことだと思いますので、継続的に行っていくこと、固定的に予算を沿わせておかなければいけないことが、大きなベースになるのではないかと考えており、具体的には先ほど述べていたDMOの組織化とか人材確保といったところですか。これらをしっかりやっていくというのが一つだと思います。

もう一つ載っていなかった事と言うと統計です。どのような事業をやるにしても、結果がどうなったのか、またはどこに問題があるのかということを知る為に統計データは必ず必要になる訳で、この統計データをしっかりと取るということは、お金の掛かる上に毎年コンスタントにお金が掛かります。ここに一般財源からずっと切り出しているということ自体が負担になってく訳なので、宿泊税の中から一定のパーセント、当然お客さんが増えると統計のコストは上がっていくことになるので、宿泊税の税収の中の一定の割合を統計に充てるとか、DMOの組織化に充てるといった、厳格に充てると言うよりも、そのパーセントみたいなもので考えるというのは一つではないかと思っています。

あともう一つは、国からの支援というのは結局のところ、国としては「弱きを助ける」なので、ある程度尖がったことをしているところには支援をいただけなくて、「今問題があります」というところを「問題解決するために支援します」という建付けになりやすい点です。観光というのは、欠点が無い所に行く訳ではなく、面白い所の観光地に行く訳なので、他の観光地がやっていない事を先んじてやるということは、観光振興において重要で、他の観光地がやっていて国の政策メニューに載っているようなものは、国のお金を使えば良い話だと私は思うのです。

そう考えると、長野県として他がやっていない、ヨーロッパ・アメリカの何処何処ぐらいしかやっていない、日本国内にはやっている所が無いものに取り組むということです。

そういったものを展開するという視点も有っていいのではないかと思いますし、今までの観光振興計画の中から出てこない、例えば先ほど「アドベンチャーツーリズム」という話がありましたが、今アドベンチャーツーリズムを行ったとしても絶対ニュージーランドには勝てません。その後追いをしてもニュージーランドの二番煎じ、三番煎じという所を目指していくのは、「果たして良いのですか」ということです。

やっぱり自分達の所で自由に使えるお金、しかもそれが毎年ほぼコンスタントに入って来るということを前提に、お金の使途とはどうあるべきなのかを考えていく必要があるのではないかとというのが私の意見です。以上です。

<神野会長>

どうもありがとうございました。それでは引き続いて森委員お願いします。

<森委員>

私の方としては、今山田委員のご発言にも同化するところもあるのですが、観光宿泊事業者を代表して来ていますのでその部分も付け加えたいと思います。

県がやるべきところで、宿泊事業者にはお客様に説明をしたり、お金を頂いたり、また納付したりという作業が入ります。

これらはどうやっても負担が掛かるもので、負担していただく方々に納得してやっていただく為には、目に見える形で観光にしっかりと使われる、自分達の地域の観光に使われているということが実感できない限り、事業者の方々が賛成することは無い、反対をする方々が沢山居るという前提のもと、しっかりとした我々の説明が必要かと思っております。

その中で、観光地域の自立というものがとても大事だと思っております。

観光地域は、予算規模が非常に小さく人材も中々集められない状況で、とても自立しているような状況にはなっていません。

地域をマネジメントするDMOという組織も、日本版という名前がついていて、日本版とは税を入れないで行うことが今までは多かったので、こ

ここにしっかりと観光税のお金、宿泊税のお金が入ることが前提だと思っています。

各地域のDMOがしっかりとした責任を持つこと。自分達の地域をしっかりマネジメントする気概を持ったうえで取り組む。そこに独立した予算がしっかりある状態でないと、自立できないと思っています。

どうしても補助金ですとか、そういったものですと単年度でやらなくてはならず、来年度どのような補助金があるか分からないという形では、継続した観光に対するものというのは中々力を入れにくくなります。

特に高度人材を集めるのに、今年度は予算があるけれど、来年度どのような補助金があるのか分からないというようなことでは、人材を確保することはできません。責任をもってしっかりと独立した予算があるという状況をこの観光税をもって実現していただきたいと思っています。

もう一つ、「長野県らしい観光コンテンツの充実」というところ、4つの柱の中にありましたが、これに関しても各地域で持っているものが違います。

人的な資源、それから地域的な観光の資源というものは違いますので、ここに当てはまらない所も多々あります。

やはり自分達でしっかりと責任をもって、どのようなコンテンツで勝負をしていくのかということを決めていかないと難しいところがあります。長野県らしい観光コンテンツの充実というのは、各地域が自分たちで考えて、そこを県としっかりと話し合っやっていくようなところを作っていくと、県が考えた長野県らしい観光コンテンツというものは、地域に当てはまらないものが多く、これは国が考えたものも同様です。100%当てはまることはほぼ無いと思っています。

こういったものは、各地域がしっかりと考える土壌を作るべきだと思います。以上です。

<神野部会長>

どうもありがとうございました。では引き続きで峯村委員お願いします。

<峯村委員>

知事から観光振興財源の確保についての諮問を受けて、今まで議論を重ねてきて今年度中に答申をするという立場にある者としては、事務局からたたき台としてお示しをいただいたことは、今までの意見をある程度総括をして、まとめていただいたものであると感じました。

ただし、利用客に理解して納めて頂く、協力して頂く、その一定の税のようなものについて、べらぼうな数字を計上していくというのは如何なものかと考えますと、必然的に財政規模というものは一定の規模を前提にした規模であり、それに基づく観光施策の素案を立てていくという小林課長の説明は、この時点としては意思といいますか、私たちの気持ちを繋げたところであると評価しております。

<神野部会長>

ありがとうございます。小林委員お願いします。

<小林委員>

前回の部会を所用で欠席し失礼致しました。

前回の議事録等見させていただいて、宿泊税をとということで拝見させていただきました。

今回の検討にあたり、他の委員のお話を聞いたり、資料を見させていただいて、やることは沢山ある訳で、それが今は単年度でぐらぐらしているということ。

長野県の観光客の推移を見ても、コロナ前のインバウンドは右肩上がりで来ていましたし、コロナ後も急激に回復をしてきているという中では、固定的な予算として財源をどうやって確保するのかということが重要かと思っております。

用途については、ここに1から4まで示していただいたところに、もちろん反対もないですし、細かく記載をしていただいているかなあと思っています。

一点、私たち交通事業者とすると、国の支援や県の支援を受けることは非常に多く、大変ありがたく思っておるわけですが、今回コロナ、特に観光というところでいくと、コロナ禍の3年間、特に後半は、国も観光の需要を回復させようと、かなり支援があった訳で、これが5類に移行され、国の支援が縮小されたときに、そこはこういったところで賄っていくのか、先ほどありましたように、これは一過性ではないので何年間ごとに用途の検討は、さっき毎年というような意見がありました。それには賛成で毎年使い方を、どういうところに使われて、使われ方の評価をきちんと行う、観光客の皆さん、宿泊事業者などの観光事業者に見せていくということが重要かと思っております。

財源を確保していただいて新たに観光に使えるものが30億から50億増えたというときに、一つ一つの支援策の審査を厳格化してもらいたいと思っております。貰う側からすると非常に厳しい話かもしれませんが、後の振り返りの時の評価をやらないと納得性が得られないと思います。

私はその2点を、しっかりお金を徴収するのであれば、その2点をしっかり見えるような形で公表していった方がいいと思っております。

交通事業者の代表で来ていますので、交通事業者の間でこういった支援があるかというのは、今回、世界水準の受け入れという中で交通性の利便性の向上というようなところを案として入れていただいている非常にありがたく思っております。

交通について、交通バス、鉄道については公共交通という側面が非常に強いので、通勤通学の路線バスであったり、そういうところを支援いただくの

がほとんどで、逆に観光の貸し切りバスの利用やタクシーへの支援は割合からすると非常に支援が少ないので、こういうところにキャッシュレスのバスだとか、利便性の向上に向けて少しでも割合をいただけたら非常にありがたいと思っております。

<神野部会長>

どうもありがとうございました。続いて金子委員をお願いします。

<金子委員>

前回の部会を欠席し失礼致しました。概要は報告を見させていただきました。市長会としましては、前回の市長会総会でも一つのテーマにありましたが、一致団結した総意というところまでは至っておりません。

その背景として、この税は宿泊に係る宿泊税を通して徴収するという事になっていきます。宿泊施設、宿泊するエリア、その方達から見ると、当然協力をする人達が集まっており、そこには応分の配分が有るんでしょうねという声があるということと同じように、市町村においても、独自に税を課するという検討をしている市町村もあります。そうしたところで色々な意見の相違があるということ、こういった事情を考えますと、これから後の制度設計をどのようにするのかは慎重に取り組んでいかなければいけないと思っております。

例えば定額にするのか、定率にするのか、ということにつきましても、高級旅館、あるいはリーズナブルな宿泊施設にとって、定額なのか定率なのかというのは影響が違ってくると思います。

それから使い方につきましても、色々なメリットを考えていただいて、先ほどのこのたたき台にはよくまとめていただいたと感じておりますけれども、使われ方についても、それぞれ様々です。県配分が半分、市町村の使える分が半分という大枠は示していただいている訳ですが、県が全域に亘って必要とする経費、それから個別にどのように配分するか、これは補助金で出すのか、交付金みたいな形で支援金を出すのかによっても変わってきます。

それから県として全体で必要不可欠な部分はもちろんあっていいのですが、この税金が一般の税ではなく特別目的税であるということです。

目的として徴収するという事は、普通徴収税として、何にでも使うという趣旨で集めた税でない。観光に特化するということ、その中でどのように使うかという、それぞれの地域によっても誤差があり、これから議論をしていただく制度設計を最終的にどのようにするかということに、市長会の注目が集まっているのが現状かと思っております。

<神野部会長>

ありがとうございます。金澤委員、お願い致します。

<金澤委員>

最初に小林課長からご説明いただいたときに、今まで議論に出てきたことではありますが、こういう話してきて振り返りにとてもよかったです、文字で見ると難しいことが沢山あるという感じがします。

それが第一の感想で、2つ目に思ったことも金子委員がおっしゃられたように、やはり県が持っていく、持っていくとは失礼な言い方ですが、税金の予算配分が多いという気がします。

長野県という広い地域の中で、長野県は一つの指針だけでお金を使っているものかどうか、逆に重点的に配分するような地域を選んでいいものかどうかという話を考えたときに、やはり市町村に分けた方がいいのではないかと思います。

ここに4つの分類もありますが、県でやるべきところがあるのは当然理解できますが、森委員がおっしゃったように地域に落とし込んで、その地域の資源を使うような話に持って行った方がいいのではないということを考え、県の方の予算が大きくて、市町村に分配する方が小さいのかなと思います。

それと小林委員のおっしゃられた観光には使わない路線バスの支援とか、私がずっと申し上げてきたか、例えばアンケート調査にある自然環境保全とか景観整備について、観光道路もそうですが、自然環境保全と言ったときに、普通の人は豊かな自然という言い方でまとまると思いますが、例えば保安林があると木は切れない、間伐できないのでその下に生える草が生えてこないし動物も生きていけない。そういう網がかかっている。

観光ではその自然環境を豊かにしていきたいと思っても中々手が出せなかったり、景観整備で木が茂ってきていますから、遠くが見えない。せっかく山の景色がいいところでも全然景色が見えない。これ切りたいたときに、間伐の費用はありますよという市町村とか県の方が言っていたのですが、それはもう林業の予算であって観光のために切りたいたと言えないです。

山田委員がおっしゃったのですが、今まで使えなかったことに使う予算としての確なのかわからないですが、それを地域の人が間伐する。木を切る、その声に対する補助金は林業のお金を持ってくるのか、この観光のお金を持ってくるのかそれすら今選択できない状況なので、そういったところをフリーハンドに使える方が地域には使いやすいという気がします。

そうすると先ほど小林委員がおっしゃった審査の厳格化が難しいです。木を切って「ここで5,000万円使いました」と言ったときに「それ5,000万の価値あるんですか」と言うのは誰が評価するのか非常に難しいです。地域の観光事業者もしくは観光事業者ではなく住民の方でも、「これ木を切ってよかったね」という切り方はあるはずなので、その予算執行の評価についても、もう少し難しいところなのでしょうけれど、それを評価できるような第三者機関が欲しい。金額だけではなくて、そういったところも要る。

最後に山田委員がおっしゃった「DMOとか人材確保」これも今まで使え

るお金が無かったということなのですけれど、こちらの資料にあるガバナンスと一緒に、本当にDMOに任せていいのかというところは、正直失礼な言い方になりますが、機能しているDMOを私は見たことがないです。

やはり地域のガバナンスで、市長さんもいらっしゃる中で失礼ですけども、やはり行政の方もしくは政治選挙で選ばれた方、ずっとそこで根を張って商売をやられている方の力がやはりDMOにも及んでいて、新しく採用した人もそれに交わってくると地域の考え方を優先するというような形になる中で、ガバナンスというものを構築する。もしくは地域にお金を出したところかどうかというところがあるかと。

建設的な意見が無く、否定的な意見ばかりなのですが、そこを踏まえた上で今日この財源を示していただいて何に使おうかという叩きになっていて、それはそれでいいと思います。次の使い道のところを、もしくは、その検証をしていきます、1年ごとに検証しますとか、5年ごとに検証します、とかそういった検証する使い方を地域で考える道さえ残していれば、今ここでその使い方をはっきり明確にする必要なく、ここにある内容は全部重要なことですので、方針的にはこれに沿うようなものを使えばいいということで、次の制度設計に議論をしていけばいいというのが今時点の感想になります。

<神野部会長>

どうもありがとうございます。

ひとあたり委員の皆様方からご意見を頂戴いたしましたがお追ってなお、ご発言があれば承っておきたいと思っております。

いかがでございますか。よろしいですか。オンラインのお二方もよろしいですか。ご発言無いですか。

どうもありがとうございます。

色々ご意見を頂戴いただきましたが、この部会でこれまで了解を取り付けてきたところであることと、知事から観光政策として検討して展開していきたいというご要望と、それから県の財政が極めて厳しい状況にあるということをお前回ご発言いただいて、そうだとすればこの部会として、補助金とか地方債とかという依存財源ではなく、自主財源を充実させていくということが重要なのではないかということについては、この部会としてご同意いただいたと思っております。

もちろん自主財源の中には、料金収入等も入りますが、基本的には租税であって、租税で財源を調達することが重要でないかとお同意いただいたと思っております。その場合には、長野県で自主的な政策を決定できるということが重視されている訳です。

日本の財政の仕組みでは、基準財政需要で、国が地方公共団体に「やってくれ」と、「やるべきではないか」という政策の財源については、超過負担などがあるとしても基本的には保障されています。そうした政策とは別に、独自の政策をやりたい場合、しかも財政が非常に逼迫していれば、景気変動

とか様々な条件に依存しないで、安定的に確保できるということを考えると、自主財源、つまり事実上租税になりますが、租税で調達するということが大切なのではないかということでご同意いただいています。

その中身や、大体規模については今、検討していただいたところですよ。道府県の観光政策としてのご諮問を知事からいただいているので道府県の観光政策として、特に長野県の個性を生かした観光政策として適切なものっていうのは、こういうことを考えられるのではないかと、事務局の方からご説明いただいたものと承知いたしております。その上で、自主財源で考えるとすれば、一応前回ご同意いただいたのは、宿泊行為に関わる、色々言い方がありますが、私の財政学では消費行為税だと言っているのですが、租税法の方ではどうも直接消費税と言っていて、直接消費税によって財源を調達するのが適切なのではないかという意見が多かったんで、そのような方向で今回も案を出していただいていると思います。

小林課長にもご説明していただいた方がいいかもしれませんが、まず一応、観光政策に財源を充当するという点については皆さん同意していただいているのですが、様々な目的がありますので、まだそのところは法定外税でいくということは言っていますが、場合によっては目的税としてではなく、一般税で仕込む場合もあり得るので、ただ財源は充当するということは確認していただいているということと、それからその財源の割り振りについてはどう使うのかというのは、あくまでもそれは県の観光政策に使うということだけであって、どう配分するかという話にはまだ踏み込んでいないというのが、部会として同意をしている訳ではないという理解としています。それでよろしいですかね。

<小林課長>

そうですね。観光政策に充てていくということでご了承をいただいて、その中で県の観光政策として今回お示ししたのは、半分くらいの市町村という部分で、その部分は市町村の方でもかなりの部分で観光政策について一番現場に近い自治体としてやっていただいていますので、そういう中で整理させていただきました。

その部分の中身につきましてはまた今後ご意見をいただいて県の方でも考えていきたいと思っております。

<神野部会長>

市町村が行っている独自の観光政策について、県の方の観光政策としてこれは支援するべきだとか、そういったことが明らかであれば、その場合にどういう方法で、つまり用途を特定した補助金というかたちで行うのか、客観的な係数等々で配る交付税方式を使うのか等々についてはまだ決めていないと。

<小林課長>

そうです。

<神野部会長>

部長から何かございますか。

<金井観光部長>

大丈夫です。そういう方向で。

<神野部会長>

ありがとうございます。

この委員会としてはそこまでは同意をいただいているということで、進めさせていただければと思いますが、今までのところで再度ご発言があれば承っておきます。

<森委員>

はい。

あの同意という言葉が出てきたのですが、同意をどこかで求められたことはないなというのがまず認識。

<神野部会長>

僕は最後にこれでいいですねと。

<森委員>

その中で今の議論で少し欠けているのが、収めた人へどうやって戻すのかというところがちょっと欠けていると想着いて。

<神野部会長>

収めた人というのはどういう人のことですか。

<森委員>

宿泊した人です。

<神野部会長>

宿泊した人についてはどのように戻すのかということは色々な政策で、これは県の政策を享受しているから。

<森委員>

そうですね。宿泊された方、例えばこの辺に泊まっている、又は登山をして山に泊まっている方とかからお金をいただいていく訳ですけども、登山

をしている方が例えば登山道が良くなったり、トイレが良くなったりすると私たちが収めた宿泊税の一部が使われているということは納得できると思うのですけれども、例えばこの辺に泊まっている方達の収めたものが登山道や山小屋のトイレだと、私たちの収めたものではないものになっていく。これが目に見えるような形でお客様のところにわかるようなものというのは、やはり泊まった観光地の所で利便性であったり、快適性が良くなっていくことというのが年々感じられるようなものというのが必要だと思います。

県で考えると先ほどの長野県内市観光コンテンツの充実というところはある意味その地域、地域で作らないと、そこに泊まった人たちにはしっかりお返しできないと思っています。

我々宿泊事業者の皆さんが、その観光客の方々に説明をする上でも皆様の利便性や快適性が良くなるというようなものでないと、何だか分からないけれど県が取れと言う説明ではお客様には通用しませんので、明確に分かるような形で是非その地方の宿泊事業者の方々が、自分達で分かるような状態で使われることが認識できるような状態であってほしいと思っています。以上です。

<神野部会長>

ありがとうございます。事務局の方から何かありますか。

<金井部長>

今のお話は承るということで。

<神野部会長>

受け賜わっておきますが、基本的に厳密な形での費用と負担は、純益ということをクリックするということは税を使う場合には事実上出来ないと言ったら変ですが。

<森委員>

厳密に種別するというのは非常に無理だと思います

<神野部会長>

結局非常に多くの公共サービスで観光客の人々が来ている訳です。

自然を保護する、あるいは景観を保護する、そういうご意見が多い訳ですが、自然をこうしてくれ、その後、景観が出てきていますが、この景観の中には、おそらく自然景観だけではなくて町並みとか、それぞれのライフスタイルの景観が含まれていると思いますが、そういうものを維持してくれないかと、アンケートによると。

それから様々な意味での安全性ですね。この安全性はなかなか難しくて、安全とか安心とか、例えば消防から始まって、それから緊急の時の情報とか、

人々がこの長野に安心して来られるという状況を作るには、非常に多面的な公共サービスが必要な訳です。もちろんそういうサービス一般は全体でやるので、どこが充たっているとは言えませんが、ここで検討しているのはそれにプラスアルファで長野県独自の良いところを共有したいという政策で、どうかになっていう。

<森委員>

宿泊税っていう名前はおかしくなってきましたよね。

<神野部会長>

どういう意味ですか。

<森委員>

宿泊税ですから、宿泊することに伴う税金ですね

<神野部会長>

宿泊する行為に関して、これ重要なので税が成り立つか成り立たないかになりますので、宿泊する行為に関して税金を掛けるという税金です。それが今のところは私の認識では、観光政策を今言ったようなプラスアルファでやっていくような感じで、ご負担をいただくのは宿泊行為に掛ける租税が、量の話とかです。様々なものがあるけれども、そういったことを総合的に勘案するのでは一番適しているのではないかと。

<森委員>

取り方としては適していると。

<神野部会長>

そのようにご理解いただいたと認識しております。いいですか。

<森委員>

はい。取り方としては理解をしております。

<神野部会長>

税金は宿泊行為に掛かる税金であるにご理解いただいて、宿泊、旅館業者に掛ける間接消費税ではないと、ここだけはしっかり認識していただければと思います。

そうしないと、他の税金との関係が出てきますので、もしも個別消費税のようにサービスに掛けた場合には、当然ですが消費税の課税対象になります。

込み込みの価格で個別にお酒の税金とか、ガソリンや燃料に関する税金とか個別消費税と言われている他の税金とか様々ありますが、個別消費税なの

で当然転嫁されるわけです、他の人に。転嫁される税金は消費税の課税対象になりますので、税金の上にタックスオンして掛けるということになりますから込々の価格で掛ける。これは法律によって決められていて違反することはできません。

従って私が繰り返し申し上げたいのは、そういう税金ではなくて宿泊するという行為に掛けるので納税義務者も感づくのです。

宿泊する人ですと。旅館、宿泊を提供している業者の方は特別徴収義務者であって、普通の消費税は直接の税ではないです。

それは当然消費税が掛かるけれど、それを負担するというではない税金ですと繰り返し、日本の場合には地方税というのは許可制であったのを、私が責任者をやっているときに、事前協議制にしている訳ですけども、協議の対象になりますから協議の誠意を尽くして協議するけれども同意を貰わないと出来ないのです。だからその条件だけはしっかり確認しておきたいと思っています。いいですか。

<神野部会長>

他ご意見いただければ賜っておきますが。いかがですか。

(館内放送のため中断)

<金澤委員>

よろしいですか。

私、宿泊施設を代表してないのですが、森委員のご発言もあって宿泊事業者の話を代弁する訳ではないですが、私が知っている宿泊事業者の方々は、これは入湯税みたいなもので、みんな自分たちが徴収したものは、ある程度の経費とか取られるけれど、自分たちのもとへ返ってくるという形でまとまっていると聞いています。

そうすると、今、神野部会長がおっしゃることは宿泊事業者の人たちの考えがちょっとずれています。

<神野部会長>

入湯税も消費行為税ですので、入湯っていう行為に掛かります。

従って個別消費税ではありません。私が説明したのと全く同じ。いいですね。だから入湯税というのは、法定目的税で、観光と、それから消防と、鉱泉源の保護管理と、と使い道が決まっています。使い道というか充当することにはなっているのですが、あくまでも入湯という行為に掛かりますので転嫁しません。

<金澤委員>

宿泊という行為に掛かって税金を取るというのは理解しているのですけれど、取ったお金はまた宿泊施設事業者の方に戻ってくるという話で、まとまっていると私は聞いているものですから。

<神野部会長>

宿泊施設というか、森委員もそこは適切におっしゃっていて、宿泊行為をした人間に戻して欲しいというお話でした。

<降旗税務課長>

森委員のおっしゃっているのは、あくまで宿泊者が負担している税金というので、宿泊者が見てわかりやすいような意図で、使っていただかないと困るということをおっしゃっていると思います。

<神野部会長>

だから宿泊者が負担しているから宿泊者であって、旅館業者のために使ってくれと言っている訳ではないということを行っているのです。

<森委員>

そうです。

<神野部会長>

入湯税も入湯した行為者のためになるような形では使えますけれども、広く漠然として使えます。消防にも使えますけれども、それと同じように宿泊という行為をしたお客さんのために使ってくださいという意見だと聞いています。

<森委員>

そうですね。

受益者負担という言葉が適切かどうかわかりませんが、やはりその負担していただく方が、ある程度受益を、身を持って感じられるような状況でないと理解を得るのは難しいという発言をさせていただいています。

<神野部会長>

そこでは一致していると思うので、いいですね、ただ受益と負担が明確な形で出てくる訳でもないということは申し上げた訳です。つまり自然景観とかね、文化景観とか、それから安全とか安心とかというのも、あのアンケートを見ても期待されているので、そういったことなどに使って貰うということ。

<森委員>

そういったものが宿泊した地域にあれば、前に来たときよりも、より良くなったという思いを持って貰わないと、その人が行っていないところだと。例えばここに泊まったのに、「そのお金使われたのは全部向こうですよ」というのはその方々には実感として味わって貰えないので、そういった景観ですとかいろんなものも宿泊された場所に、例えば「何万人泊まっています」とわかれば、大体幾ら位来てどういうふうに見えるかというのはその地域でわかりますので、そういったような使い方で、やはりその泊まっていたお客様に、目に見えて何か感じて貰えるようなものに是非使えるような形で制度設計をしてもらいたいと思っております。

<神野部会長>

金子委員お願いいたします。

<金子委員>

はい。今の議論も人情的によく分かる議論です。長野県が観光地づくりに掛ける税で、長野県の観光の景観や環境が良くなるということに、払って下さった方が理解を示して下さってお払い頂くということであればいいと思うのですが。神野部会長、学術的に宿泊税であって、直接消費税であって、そういう名前が付くということがあり、そういう説明が必要だと思うのですが、観光客の立場になってみた時に、長野県へやって来たときに「宿泊税です」と言われるのと、「この税は長野県の環境と景観のために使います」と言われるのとでは違いがあります。そういう意味で用途を目的とした名前を付けることはできないのでしょうか。

<神野部会長>

世界的なルールで言うと基本原則は、専門的になりますかもしれませんが、租税の名前は課税客体、税金を掛ける対象を持って名前を付けるというのが原則です。例えば所得に掛けたら所得税と、お酒に掛けるのはお酒の税金と。

最近では金子委員のおっしゃられるような例も多く、環境税もルール違反です。CO2とか何かに掛けながら環境税と言っているのも、そういう意味ではルール違反です。何かいい例は無いのでしょうか。地域何とか振興税とか。

大宰府の「文化と歴史の環境税」は、駐車場の料金に掛けているのですが、駐車場税とは言わず、文化と歴史の環境税という名前付けています。ネーミングはいけないとは言えないので、付けています。

<金子委員>

宿泊される方、それから特別徴収義務者として協力する宿泊事業者の皆さんにとって、理解がいくネーミングならば一つ知恵ではないかと今お聞きし

ました。

それから、県としての配分。二分の一・二分の一ということで整理していただきました。県としての叩き台で、どんな用途があるかっていうのを書いていただいたのですが、例えば MaaS というのは小さなエリアだけでやってもあまり効果がなく、県単位のような広い範囲で利便性が発揮される方がいい訳です。そういった全域に関わるようなものを県の事業の対象として、例えば県内でもエリアを限定して、あるいは出来る所、出来ない所が手を挙げる、手を挙げない所、個別なものがあるものについては、枠として市町村枠にシフトするとか、そういった切り分けの発想というものがあると分かり易いような気もいたしましたので、ご検討いただけたらと思います。

<神野部会長>

私の方から申し上げれば金子委員のおっしゃる通りで、広域自治体として道府県がやる政策、基本的にはその公共サービスの利益が全県に渡るようなサービスをもっている訳です。警察は複雑ですが警察サービスにしても全県で秩序をみださないようにやっている。交通政策もそうです。

全県ネットワークになってないと意味がないので、全県に行き渡るような政策は。地域が市町村限定されているような政策については市町村がやると。日本の場合には分野別に分けていないので、色々例がありますが、基礎自治体が大学を作ってもいいですし、都道府県が大学を作ってもいい。ヨーロッパではあり得ないことです。図書館とか博物館なんかも、道府県が作ってもいいし、市町村が作ってもいいというサービスになり作る訳です。そうすると、地域の人々が使う利用頻度などを考慮して、市町村立と都道府県立の図書館の性格や役割を決めていかざるを得ないとは思っています。

県の観光政策として、市町村からその地域独自の政策をなるべく下から上がってきたのを伸ばしたいと思えば、そのように出していく。これは重要な道府県の政策ではないかと思っています。何か問題があればご指摘いただければと思います。

他にご発言がなければ、議題の 1、2 について、これで事務局としてまとめるといことです。

次の議題、(3) 税の制度設計の方に移りたいと思います。

(3) 税の制度設計について

<神野部会長>

税の制度設計では、課税標準に税率を掛けることになります。課税標準を価格にすれば、普通、比率で税率が示されます。課税標準を量にすれば、一単位あたりにつき、一定数という定数で税率が示されます。したがって、宿泊という行為の量について掛ける定額なのか、宿泊の価格について掛けるの

かという差だと思えます。それから免税点、課税免除という言葉はなかなか税法上も難しい定義ですが、非課税の領域をどうするかというような個別にありますので、これはなかなか。

(館内放送のため中断)

<神野部会長>

それでは3番目の問題については、項目ごとにやっていきたいと思えます。説明後にまとめて委員の皆様方からご意見をいただくという方式ではなく、事務局が提起された問題に対してそれぞれお答えいただくという方式を進めたいと思えます。まず、納税義務者、担税者について事務局の方からご説明いただきます。

<小林課長>

それでは資料3、税の制度設計について、それぞれの検討項目ごとに論点と事務局としての考え方、案を説明させていただいた上で、検討項目ごとにご意見いただければと思えます。

まず1ページお願いいたします。納税義務者、担税者について、ご覧の通り東京都以外は納税義務者につきましては旅館業法に規定するホテル・旅館・簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する民泊の宿泊者になります。

東京都については簡易宿所の宿泊者と民泊の宿泊者が入っていないと、旅館ホテルだけになっているということでもあります。ここににつきましては、事務局の案としましても、宿泊施設の形態と受ける行政サービスの相関性というのが低いと考えられますので、対象施設を限定しないこととしたいと考えているところです。

なお、参考に次の2ページに対象施設数を整理しております。長野県はですね旅館業法に規定するホテル旅館、簡易宿所の施設数が、許可ベースで6,616ということで、沖縄県に次ぐ全国2位という施設数が非常に多いということになっています。

とりあえずこの部分については説明以上ですので、この部分についてよろしくをお願いいたします。

<神野部会長>

私は税にするために拘っているのですが、あくまでも宿泊者が納税義務者であり、担税者です。この担税者と納税義務者が一致している場合に、直接消費税となります。

納税義務者と担税者が、消費税のように一致してない場合には、間接消費

税という。転嫁されてしまうので、間接消費税と言っているのですが、消費行為税、つまり直接消費税として設定するということを意味していますが、これでよろしいでしょうか。

<峯村委員>

基本的にはいいと思います。

<神野部会長>

ここで発言していいかわかりませんが、消費税、つまり付加価値税の課税標準の中に組み入れないということで、いいですか。

間接消費税だと、他の人に転嫁する訳です。転嫁している場合には納めている人が、負担している訳ではないので、消費税の課税標準を組み込むことになります。先ほども言っていたお酒の税金とか個別消費税は、全部、消費税の課税標準に組み込まれている訳です。お酒への消費税はお酒の価格にお酒の税金をかけているものに課税されるのですが、そういうお酒への税金のようには設計しません、ということの意味していますけれども、それもよろしいですか。

では、これは大体ご討議いただいた通りで、ありがとうございます。

<小林課長>

続いて3ページをお願いします。徴収方法および特別徴収義務者ということでございます。

宿泊税を導入済みの全ての自治体で、宿泊事業者によります特別徴収となっております。

この部分は事務局案としましても、個々の宿泊者から直接徴収することは現実的には困難でありまして、宿泊事業者による特別徴収が妥当であると考えております。

説明は以上です。

<神野部会長>

これもよろしいですか。

先ほどの森委員のご発言で言えば、特別徴収業者として実際にお金を貰うから、「そのときにちゃんと説明できるようにしておいて下さいね」、そういうことです。宿泊事業者が宿泊者に対して。

<森委員>

宿泊税を導入するということは。この人たちがやらないといけないという

ことですよね。

県が自ら集めることは出来ないということですので、使い方に関してはまだまだ納得できるものはありませんけれども、これを我々が了承するという事は、使い方もしっかり納得してのセットだということは必ず申し上げてからでない。これはこれでいいとは言えないものです。

<神野部会長>

いいですか。

条件に付きにしろ、いずれにしても、事実上の徴収は宿泊施設にお願いするしかないかなと思いますので。

<森委員>

我々業界団体として、皆様に説明をしなければいけないので、説明が皆様に納得していただけるようなものになるように、是非使い方の方をお願いしたいと思っております。

そうでないと「これ何でお前は大丈夫だと言ったんだ」となります。よろしくお願い致します。

<神野部会長>

つづいて、税率について説明していただきます。

<小林課長>

4ページでございます。税率について4ページの一覧ですが、北海道の倶知安町のみ宿泊料金の2%という定率になっております。それ以外は福岡県の200円という定額あるいは段階的な定額という税率区分があって段階的な定額となっております。

5ページですけれども、事務局案としましては現時点では、この定額・定率両方併記とさせていただいております。

定額・定率双方にメリット・デメリットがあり、こちらとしましては本日もご意見をいただいた上で今後引き続き検討していきたいと考えております。

8ページに税率等の検討の参考にしていただくために、長野県における税収の資産をお示ししております。

定額的にそれぞれ5つのパターンで試算をしていますけれども、試算の前提条件は、令和5年の延べ宿泊者数の見込みであります1,600万人泊がベースになっています。これはコロナ前の2019年が1,800万人泊でありましたので、コロナ前2019年の約9割の水準で試算をしているところです。

また定率での税収の試算にあたっては1泊あたりの平均宿泊単価8,000円ということで試算をしています。これは過去5年間で、観光地点パラメータ調査というのは、観光消費額を出すときにも、1年に4回聞き取り調査を行っているのですが、そこで聞き取った調査結果の平均値でお示しをしている

ところです。税率につきましてご意見を頂戴できればと思います。

<神野部会長>

はい、どうぞ。

<金澤委員>

この8,000円には一泊二食と素泊まりと、混ざってないですか。

<小林課長>

食費の部分を控除した額で出させていただいております。

<金澤委員>

間違いなく素泊まりの金額は平均8,000円。

<小林課長>

ええ。

<山岳高原観光課担当>

厳密には試算です。パラメータ調査では一泊いくら使いましたかという設問でとっておりますので、一泊5,000円とかでしたら、食事つきはあまり考えられないので、素泊まりとし、2万円とかいう場合は食事代を30%と想定して、その30%分を控除した金額を宿泊料金とし平均値として出しています。

<金澤委員>

少し高いような気がします。

<神野部会長>

宿泊代金として、ですか。これは推計な訳ですね。

<山岳高原観光課担当>

推計です。試算値です。

<神野部会長>

推計で出すとこういうことになるということです。

大丈夫ですか。

<金澤委員>

はい、大丈夫です。

<山田委員>

はい。定額・定率のところは、私の意見としては定率でお願いしたいと思っております。

前回もお話をしたかと思えます。想定される宿泊税額という想定額の話がありますが、今はインフレになっていますので、これだけ色々な議論を入れても、5年後「この位の財源では全然どうしようもないよね」という話にもなりかねないというのが一つ。

あとはオーバーツーリズムの問題が出始めているところで、人数に比例して税収が上がるっていう考え方自体をやめていく。人数をある程度コントロールしながら、単価というか付加価値を上げていくと、やはり政策の方向としては間違いなくこちらに切り替えていく必要がある訳で、その担保をしていく税収が、入湯税と同じ定額というのが、やはりよろしくないと思っています。

もう一つ、ここの資料でもあるのですが、金額によっても、公共サービスの受け方が違うというのですけれど、これ多分違いますよね。先ほど言いましたが、景観だとか文化だとかということに関心が高いということでしょうと、当然ながら宿泊単価を高くお支払い頂けるの方が、景観だとか文化というものに対しての求める水準というのは高くなる訳です。

わかりやすく言うと、安いビジネスホテルに泊まっている人は、そのホテルの前の歩道とかが、ある程度汚れていても別に気にしないです。

でも、一泊4万、5万するような旅館にお泊りになる方からすると、その旅館そのものだけではなく、その周りの色々な景観だったり、そういった整備というものについても、ある意味高い水準をお求めになる訳です。

他の県でも同じ文書がありますが、「公共サービスについて、宿泊料金によって受けるものが違わない」という考え方はやめた方がいいと私は思っています。

<神野部会長>

定額・定率、従量で掛けるのか、従価で掛けるのかということになりますので、実際にはかなり難しい問題がはらんできます。

大体定額でやっている訳ですが、従価、つまり価格に定率でかけるという選択をすると、先ほど申し上げましたように、消費行為税として独立していれば、消費税の対象にはならないということでもいいのですが、今度は逆も考えておかななくてははいけないのです。宿泊税の価格に、消費税を込みにした価格に掛けるのか、抜いた価格に掛けるのかという問題が生じてきます。

その場合どうするのかということは、国の方で今基準を決めていますので、そういう問題が生じるということだけ、まず問題提起として言っておきたいと思えます。

ですので、多くのところが定額というのを採用しているということです。それから、やるかどうかは別として、京都市である程度考えているのは、オ

一バーツリズム対策として利用するということで、定額方式で考えているということですか。

京都市の税収が資料の3の4ページに出ていましたね。東京都の税収はひと桁違う、京都市方式で上げておいて頂いて、今のところそういうこともあって、事務局の方としては両併記にしておきたいって話です。

そういうことでいいですね。他よろしいですか。

<峯村委員>

定率という意見は前回もお聞きして、それも一つの方法だというのは納得しておりますが、特定納税義務者としてその事業所になった宿泊施設を営んでいる方は、立派なホテルや旅館の経営者ならいいのですが、農業の片手間に農家民泊を行ったり、子供たちたちの研修の時期に、宿泊業をされているところもありますので、納税義務者の事務の煩雑さを考え始めると、ご意見の意味は向学的な一言として、自然環境を評価してくれたりするなど非常わかるのですが、実際の事務としては、免税点も含めて、部会長、もう少し考えたいです。

少なくとも定額の方が、事務としてはやりやすいと思います。

<神野部会長>

それはそうですね。

<神野部会長>

先ほど言ったことと矛盾しますが、間接消費税の場合には、価格は捕まえにくいです。従価税というのは実際にいくらで取引されているかわかりません。いくらで取引されているのかわかるのは全部従量税です。量は捕まえやすいからです。量は捕まえやすいので従量税でやると個別消費税にならざるを得ません。なぜなら数え方が違うからです。タバコだったら何本、何カートンでいくらとかと数えざるを得ないし、お酒だったら何リットルとかって数え方が違うので、個別に掛けざるを得なくなります。

一般消費税として価格で一網打尽にかけてしまうという税金ができたときに、個別消費税は廃止ないしは残すとしても全部従量税にしたのです。

だから、国の個別消費税は全部従量税です。個別消費税の話です。宿泊行為にかける税金は宿泊という消費行為税であって、個別消費税ではないという建付けをしており関係ありませんが、価格を捕まえるのが難しいのです。

<金澤委員>

4ページにある、例えば京都市は、2万円未満は200円。2万円から5万円は500円、これは従量税ですか。

<神野部会長>

量に掛かる。つまり、1泊いくらと言う量に付くというのは変わらないけれども、泊まった宿泊施設の金額によって額を従量の額を1泊いくらと決めているということです。従量税になります。

<金澤委員>

意見を言わせていただくと、私は山田委員の意見に全く賛成で、もう一つ今お聞きした質問の理由は、私は宿泊業者ではないので、いい加減な言い方になってしまうかもしれませんが、このように2万円未満が200円とか2万円から5万円がいくらという決め方を税でされると、民間の腕の発揮する値づけのところがどうしても2万円より下にしようとか、上にしようとかいうところでの弾力性がなくなってくるので、それであればもう19,800円の2%なのか、20,100円の2%なのか、民間の競争がやりやすくなります。

峯村委員の意見で、その小さな宿、言葉悪く言うと観光業じゃない人が良かれと思って子供たちを泊めているところから税金を取ろうとしているから問題あると思うのですけれど、宿泊事業者だけを考えたら私は定率の方が柔軟に運用できるような気がします。

<神野部会長>

免税点は別途ご説明いたしますのでお願いします。

<小林課長>

それでは6ページお願いいたします。免税点につきましては、東京と大阪府以外は免税点を設定していませんけれども、事務局としましては、安価な宿泊料金の場合の税の負担感ですとか、徴収コストと税務行政上の課題もありまして、免税点の設定も検討をしていきたい、していただければと考えております。以上です。

<神野部会長>

免税点についていかがですか。

<山田委員>

先ほど京都市の税収が高いという話がありましたけれど。京都市は免税点を入れてなくて、かつ1万円以下を200円にしているというところはかなり底上げをしているのですが、京都市がなぜそういうことをしたかという、簡単に言うと民泊潰しです。

京都市の場合は、宿泊税入れる際にいわゆる民泊がものすごく増えていて、既存の宿泊事業者をかなり圧迫していました。一方でハイエンドのホテルも多く呼んでいましたので、そちらの方には5万円以上で1,000円というようなものをかけて、ハイブランドのホテルには高い負担をしてもらう。さらに7~8千円以下ぐらいで経営をしているような民泊に関しても高い負担をさ

せて京都市に元々ある宿泊事業者の価格帯は一番税率の負担が低くなるという政策判断でこの定率がセットされています。京都市の判断はそういった道理があって行われたものです。

今の課税免除の免税点の世界というのは、定率にすると議論は要らなくなります。今の長野県の議論で、低廉の宿泊施設を保護すべきだとお考えなのであれば、そもそも定率を入れるという方が、道理が通っていると思います。

<神野部会長>

まず京都市。京都市の税収は皆さんご存知の通り、固定資産税が充分に入らないのです。神社仏閣と大学は課税除外になりますから。基礎自治体は、固定資産税と住民税が二大基幹税なのに、右京区などは固定資産の多くが課税除外となってしまいます。

そこで皆さんご存知の古都税。古都税という税金を考えました。「訪れる行為」についてかける消費行為税なのですが、これもまた反対が多く、宗教の自由を侵すのかという議論があって流れてしまいました。それでどうにか税収の上がる税金をやろうと宿泊税を考えただけです。

それから免税点について言うと、従価の定率だからと言って無いという訳ではありません。例えば、インボイス制度が入りますので大きく変わりますが、インボイスが入る前は免税業者が存在し、一定以上の売上金額がなければ免税業者になっていました。税のデザインの仕方にあるので、むしろ普通の考え方というと、税務行政上、免税点を設けた方がいいかどうかということに関わってくると私個人は思っています。

税務課長、補足ありますか。

<降旗税務課長>

はい。免税点については、色々ご議論があるところだと思います。また制度設計の中で、対象事業者の方は決めていただいたのですが、税率を見て、また検討させていただきたいと思えますし、長野県独自の状況があると思えます。

例えば宿泊事業者が県内に広くいらっしゃる。県土がとても広いということ。それから各地域に山挟んで、ある程度独立したような形になっている。様々な条件がありますし、大学のセミナーハウスであるとか、この自然を求めて色々な施設、色々な形態のものがあると思っておりますので、それはまた税率の観点からも色々検討させていただきたいと思っております。

<神野部会長>

免税点についてご意見、いかがでしょうか。

<峯村委員>

先ほどの民泊・農家民泊のような話をしましたが、簡易宿泊所に指定され

ていて「ええっ」と思ったのですが、お通夜をやる葬儀場のような、親族が宿泊する、これも間違いなく宿泊行為に対する課税となればお願いをするのでしょうか。観光とは違う気がしますので。

そこら辺を解消するには、免税点のような考え方は、方法は違うかもしれませんが、そういう考え方を加味して、捉えていた方がいいのかと思います。

非常に難しい問題ですので検討してもらえればなと思っております。

<神野部会長>

どこの都道府県でも宿泊税を作った時に、観光目的以外で、東京都などはビジネスの宿泊の方が多いかと思うのですが、そういう場合も観光財源に充当するといっています、東京都も。

いずれにしても、長野県の場合には宿泊行為ということをもって課税する、その税金については、観光政策の財源として充当する、目的税にするかどうかは置いておいて、充当するということをごここで考えていることにさせていただいて、そうしないと、葬式から始まって、結婚式から、それからビジネスから、いろんな形で観光以外の目的で宿泊する人は沢山います。

ただ、価格は先ほど捕まえるというのは難しいとお話したのは、実際の価格は何が価格を決めるのかということで、エージェントの方のお金とか、それから軽井沢町は、会員制の宿泊施設が多く存在しています。こういうところはどうするのか、基本的には宿泊費はあまりとっていないはずですので。

どういう課税にするのかということを含めて、実際に仕込んだ時には検討する必要があると思います。量だと簡単で一泊いくらにすればいい。中々検討するのは難しいかなとは思っています。おっしゃるような意味で多目的に検討しておく必要があるかと思っています。

<金澤委員>

ご質問申し上げます。県民が泊まるときも、税金をかけるのですね。

<神野部会長>

そうです、そこが重要です。地方の独自課税をやるときに、住民は除外するという意識が非常に強いので、そこは根本的な課税の公平性に関わる問題で、住民であろうとなかろうと、あまり差別しないと。実際には、住所は捕まえにくいので、ホテルで書く住所というのは、必ず明確に捕まえないので、そこはできないと。

それから国が掛けている税金でも、出国のときにかけている国際観光旅客税。国際観光顧客税と言ったときも、国境を出入りする人間を、日本人は非課税にして、日本人ではない人に課税するという訳にはいかないの両方掛けています。

それから行為で言うと、入島税。島に入るときの税金が今問題になっているのですが、島の住民はどうするかと。訪問という行為に掛けると、訪問と

いう行為の中には、通勤や通学は含まれないという理屈を付けて全員課税するという理屈付けたりしますので、課税の公平性という意味、住民だけという訳にはいかないと。住民も払いますので住民以外の方もご負担して下さいというように。

ただし、どういう県税を作るのかという決定権は住民しかありませんので、決定権のない方に対しても、「私達も払う、負担するのだから払って下さいね」という理屈にならないと。住民ではない人だけに掛ける税金を住民が決めてしまうというのは通りにくいとは思いますが。

<金澤委員>

はい、ありがとうございます。

<神野部会長>

他いかがでございましょうか。

<金子委員>

はい。宿泊施設の側から、どうしても食事付き1泊2食で幾らという、同じ旅館に泊まるにしても泊食分離ということで素泊まりと、あるいは朝食のみと、金額が変わります。そうすると料金設定をいろいろと考えるのではないかと思うのですが、そういったところで、地域への影響があるのではないかと想像するのですが、そういった配慮というのは先例の地域ではどのように捉えておられるのですか。

<神野部会長>

今のお話は、従価税、つまり定率税を採用したときに、宿泊価格をどう設定するかということだろうと思います。これは定率制に決めたらきちんと考えてもらわないといけない問題になります。宿泊行為以外の価格も当然ながら包んできてしまう場合があるので分けにくいです。

それから、そういう意味で、個別消費税で先ほど言いました設定はしないというふうにしたのですけども、個別消費税だった場合には、宿泊というサービスを旅行者に売って、旅行者がホールセールと言うか卸売業者みたくなり、消費者に売るといような場合には消費税の場合には、きちっと転嫁していかざるを得ないので両方払う訳です。消費行為税で設定していますので、従価税で設定したときはかなり難しくなる価格をどうするか。先ほど申しましたように、消費税込にするのか、宿泊、食費とか、様々な金額もそうですが、旅館にかかってくる消費税がある訳です。その金額を込みにするのか、除くのかという問題が出てくる。価格が非常に難しいです。

<金子委員>

今のお話を聞くと、とにかく泊まるという行為があったときにそれに対し

て食事があっても幾らという方が、説明のしやすさはあるのかと。

<神野部会長>

宿泊価格については食費を含めるかどうか問題になりますが、定額であれば問題にならない。

<金子委員>

定額であれば問題ないですよ、はい。定率になると、なかなかその辺の判断が難しいと感じます。

それともう一つはネット予約が多いということ。半分以上、7割8割というところもあるのではないかと聞いています。それからネットで事前決裁してフロントに顔を出されなくて、キードロップで帰られるお客さん。それでも間接の代理店さんとか、そういうところではなく、ホテルの方が最終的には税金を県へ納めるという作業が起こるっていうそういうルールになるのですか。

<神野部会長>

その問題は、従価にした場合には必ず起こってくるので、県外の業者とか、色々なところでやっている場合にどうするかという問題があって、振り込みをどうするかという問題が出てきます。

ですので、みんな均一に定価、従量にすれば一人泊まれば幾らなので問題がないということです。

<金子委員>

参考になりました。ありがとうございます。

<金澤委員>

この前福岡に泊ったら、ネット決済でいっても宿泊税だけはその場で支払いでした。

<神野部会長>

そうです。定額制でいっているから。従量税だから。価額に応じてないからです。価額とは無関係でやっているからです。福岡は価額とは無関係で従量税でやっています。

<森委員>

俱知安は定率でやっている訳ですが、どのようにやっているのですか。

<神野部会長>

それは、総務省が調査をしていますので、その結果を見ないとわかりませ

ん。

俱知安の宿泊税は個別消費税で掛けている可能性があるのですが、そのことを含めて検討させてもらいたい。実態はわかりません。

はい。他いかがでしょうか。では事務局の説明に戻ります。

<小林課長>

7ページでございます。課税免除の部分です。

課税免除を設定しているのは、京都市、俱知安町、長崎市で、学習旅行等を課税免除しておりますけれども、事務局案としては、宿泊者は一定の行政サービスを受けていることや、宿泊事業者の事務負担にも配慮が必要なことから課税免除は無しということで考えております。

続きまして9ページをお願いいたします。課税期間見直しの期間です。宿泊税を導入した全ての自治体で、5年ごとの見直しとしております。なお福岡県は条例施行後3年間でいったん見直しを行い、その後は5年を目途に見直しとしています。

事務局案としては他の自治体の事例や、長野県森林づくり県民税についても課税期間5年としていることも踏まえまして、5年ごとに制度の在り方を検討することが望ましいと考えております。こちらからの説明は以上でございます。

<神野部会長>

はい、どうぞ。

<小林委員>

課税免除のところは、一定の行政サービスを受けているという話がありましたが、特に教育旅行やスポーツ合宿という場合は、予算が厳しい状況にあります。教育旅行から本当に取るなら、違う県に行こうという事案が発生する可能性も無きにしも非ずですので、慎重に検討を是非していただきたいと思えます。

<小林課長>

先ほどの資料の中で、観光を通じた学びの支援ということで、学習旅行等の支援というのも入れています。

これは仮の考え方として、課税免除をしないで税金取った場合に、戻すといえますか、支援事業で還元していくような形も考えています。長野県は、学習旅行は力を入れているところですので、そこに用途を入れることによって影響がないように考えています。

<小林委員>

その説明を間違えると「隣の県へ行きます」というような非常にシビア

な中でやっていますので、これだけ物価が上がっても、修学旅行は予算が決まっていますので、返すことはいいのですが、慎重に議論いただければと思います。

<神野部会長>

自然と文化という目的とは違うかもしれませんが、京都市もそこは免除しています。少し考えておかななくてはいけないかと思います。

<金澤委員>

重複しますが、学習協（学習旅行推進協議会）という学習旅行を誘致する団体の会議でもこの話は出ました。協議会からこの部会でも「伝えてくれ」と言われましたので、学習旅行の予算が決まっているという認識は一緒で、上限が決まっているので、どうしても出せないのです。

お金足したから増やせるのかということ、各県の規定で決められている上限を超えられるかどうかは、各県聞いてみないとわからないので、そういう事情があるということをお願いしたいと思います。

<神野部会長>

はい、どうもありがとうございます。

はい、金子委員どうぞ。

<金子委員>

あの見直し期間ですが、5年後ということの一つの区切りかもしれないですが、今物価がどんどん上がっていて、そういう中での物価スライドということで、福岡県が、施行3年後、その後は5年後と考えていると思っています。

ここは急速に、春闘も上げてくるし、物価も上がっていくし、価格高騰という全体的な社会トレンドを見ると、5年後の見直しではちょっと遅いような気もするので、少し検討された方がいいのではないかと思います。

<神野部会長>

これはまだ事務局も腹固めてないと思いますので、税務とご相談の上、期間をどうするかということは、3年のところもあるし、5年のところもありますので、金子委員のご意見を勘案して案を作っていただくのがいいかと思います。

<小林課長>

これでひととおり、今日の本日ご議論いただきたい点のご意見いただきました。

<神野部会長>

はい。その他の議題はいかがでしょう。

<小林課長>

はい。本来ですと3回目の部会の後に、報告書案あるいは検討の中間取りまとめた形でパブリックコメントを実施すると考えておりました。

本日も様々ご議論をいただきましたが、取りまとめに向けて、まだ不十分な部分がございます。中間のとりまとめを審議する場として、年明け1月に、お忙しいところ本当に申し訳ないのですが、もう一度検討部会を開催させていただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

<神野部会長>

よろしいですか。この検討部会を睦月、6月ではなく令和6年1月。睦まじく人々が交わるという睦月に、睦まじくまたお集りいただくことが可能であれば、そのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

<各委員>

はい。

<神野部会長>

それでは、令和6年1月に検討結果の中間取りまとめを議題とし、意見交換のためにこの部会を開催させていただければと思います。事務局に日程調整をお願いすると、委員の皆様方申し訳ありませんが、ご協力いただければと思います。

<各委員>

はい。

3 閉会

<神野部会長>

それではどうもありがとうございました。

これにて本日の審議を終了いたします。皆様遅くまでご審議いただきましたこと深く感謝いたします。

<丸山次長>

委員の皆様どうもありがとうございました。財源検討部会の終了にあたりまして観光部長から一言申し上げます。

<金井観光部長>

どうも皆さん、長時間ありがとうございました。

また年末に加えまして、また年始にもお集りいただくということになってしまいましたけれども、私どももしっかり取りまとめまして、皆様にしっかりご審議いただくように準備させていただきますので、また1月もよろしくお願ひします。

今年は皆様に非常にお世話になりました。また来年もよろしくお願ひします。以上でございます。

<丸山次長>

以上をもちまして第3回長野県観光振興財源検討部会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。